

2020年6月改正

定款

アイシン精機株式会社

アイシン精機株式会社定款

2020年6月改正

第1章 総 則

第1条（商 号）

当会社は、アイシン精機株式会社と称する。

英文では、AISIN SEIKI CO, LTD. と表示する。

第2条（事業の目的）

当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 自動車部品およびその他の輸送用機械器具ならびに原動機・電池の製造・販売
2. ダイカスト製品およびその他の非鉄金属製品の製造・販売、鋳鍛造品の製造・販売ならびに金属類・合成樹脂等の表面処理・塗装・熱処理の受託加工
3. ミシン、刺繡機およびその他的一般機械器具・精密機械器具ならびに医療用具の製造・販売
4. 温水洗浄便座およびその他の電気機械器具の製造・販売
5. ベッド、寝装品およびその他の家具装備品の製造・販売ならびにインテリアコーディネイト業務
6. 建築用材料および住宅関連機器の製造・販売ならびに建築・緑化・土木・電気・機械器具設置・リフォーム等各種工事およびそれらの付帯工事に関する企画・設計・施工・監理・請負
7. 空調・冷凍・冷蔵用機器、真空ポンプ、発電機その他のエネルギー変換機器ならびに電気・ガスの製造・販売

8. 工作機械、計測機器、ロボット装置、搬送装置、燃焼機器、溶解炉、放電装置、プレス等金属加工機および鋳物型、非鉄金属型、ダイカスト型、合成樹脂型、プレス型、治工具、刃具の製造・販売・修理・改造
9. 情報処理・情報通信・情報提供に関する機器・システム・サービスおよびソフトウェアの開発・製造・販売
10. 塗料・接着剤その他合成樹脂材料およびアルコール類・ケトン類・エーテル類・エステル類・炭化水素その他有機化合物の製造・販売ならびに揮発油・灯油・潤滑油その他石油製品の販売
11. 介護ベッド・車椅子等の介護用機器の製造・販売、要介護老人・病人および身体障害者に対する入浴・食事その他の日常生活に対する介護サービスに関する業務ならびにそれらに関する情報提供
12. 各種遺伝子の鑑定・評価の試験薬、試験用機器の製造・販売および遺伝子鑑定・評価の受託
13. 遺跡の調査・発掘、出土品の記録・保存・復元およびそれらに関する調査・計測・記録機器・システムの製造・販売
14. 音響機器および遊技機器の製造・販売
15. 人文社会科学、自然科学とそれらに基づく総合技術の研究・試験・調査、研究者および技術者の養成・訓練ならびにそれらに関する受委託
16. 不動産の管理・売買・賃貸、機械器具等の総合リース業、金融業、損害保険代理店業ならびに生命保険募集に関する業務

17. 警備業、産業廃棄物・一般廃棄物のリサイクル、産業廃棄物処理業、家庭における清掃請負・食事提供等のホームヘルパー業務、職業安定法に基づく有料職業紹介事業ならびに労働者派遣事業法に基づく労働者派遣事業
18. 道路運送法による自動車運送業、自動車運送取扱事業、自動車の運行およびその管理に関する請負業務、荷役業、倉庫業ならびに旅行業
19. スポーツ・社員教育・宿泊・飲食・売店・薬局・託児等の施設の運営・管理
20. 前各号に関連する機器、付属品、部品、ソフトウェアおよび用品類の製造・売買・賃貸・保守・修理・点検
21. 前各号に関するエンジニアリング、コンサルティング、発明研究およびその利用
22. 前各号に付帯関連する一切の事業およびその輸出入

第3条（本店の所在地）

当会社は、本店を愛知県刈谷市に置く。

第4条（公告方法）

当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第 2 章 株 式

第 5 条（発行可能株式総数）

当会社の発行可能株式総数は 7 億株とする。

第 6 条（自己の株式の取得）

当会社は、会社法第165条第 2 項の定めにより、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。

第 7 条（単元株式数）

当会社の単元株式数は、100株とする。

第 8 条（単元未満株式の売渡請求）

当会社の単元株式数に満たない株式（以下、「単元未満株式」という。）を有する株主は、株式取扱規則に定めるところにより、その有する単元未満株式と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを当会社に請求することができる。

第 9 条（単元未満株主の権利）

当会社の単元未満株主は、以下に掲げる権利以外の権利を使用することができない。

- (1) 会社法第189条第 2 項各号に掲げる権利
- (2) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利
- (3) 前条に規定する単元未満株式の売渡請求をする権利

第10条（株主名簿管理人）

当会社は、株主名簿管理人を置く。

2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は取締役会の決議によって選定し、これを公告する。

3 当会社の株主名簿および新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿および新株予約権原簿への記載または記録、その他株式に関する事務は株主名簿管理人に取扱わせ、当会社においては取扱わないものとする。

第11条（株式取扱規則）

当会社の株主の権利行使に際しての手続き、その他株式に関する事項は、取締役会で定める株式取扱規則による。

第12条（基準日）

当会社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

2 前項その他定款に定めのある場合のほか、必要があるときは、あらかじめ公告して、基準日を定めることができる。

第3章 株主総会

第13条（招集）

当会社は、毎年6月に定時株主総会を、その他必要ある場合に臨時株主総会を招集する。

2 株主総会は、本店の所在地またはこれに隣接する地のほか名古屋市もしくは東京都において、これを招集することができる。

第14条（議長）

株主総会の議長は、社長がこれにあたる。

2 社長に差し支えあるときは、あらかじめ取締役会で定められた順位により、他の取締役がこれにあたる。

第15条（議決権の代理行使）

株主が議決権の行使を委任する代理人は、議決権を行使することができる当会社の他の株主1名に限るものとする。

2 株主または代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

第16条（決議の方法）

株主総会の決議は、法令またはこの定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもってこれを行う。

2 会社法第309条第2項の定めによるべき決議は、この定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもってこれを行う。

第17条（議事録）

株主総会の議事は、その経過の要領およびその結果ならびに法令に定める事項を、議事録に記載または記録して備え置くものとする。

第18条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）

当会社は、株主総会の招集に関し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

第 4 章 取締役および取締役会

第19条（取締役会の設置）

当会社は取締役会を置く。

第20条（取締役の員数）

当会社の取締役は、15名以内とする。

第21条（取締役の選任）

取締役は、株主総会の決議によって選任する。

2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

3 取締役の選任は、累積投票によらないものとする。

第22条（取締役の任期）

取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結した時に満了する。

2 補欠または増員により選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。

第23条（取締役の報酬等）

取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

第24条（代表取締役）

当会社は、取締役会の決議によって、取締役のなかから、会長および副会長を選定し、取締役または第26条に定める執行役員のなかから、社長を選定することができる。

2 当会社は、取締役会の決議によって、取締役のなかから、当会社を代表する取締役を選定する。

第25条（取締役会の招集および取締役会規則）

取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に発するものとする。

ただし、緊急の場合には、この日数を短縮することができる。

2 前項のほか、取締役会の運営については、取締役会で定める取締役会規則による。

第26条（執行役員）

当会社は、取締役会の決議によって、執行役員を選任し、業務を分担して執行させることができる。

第27条（相談役および顧問）

取締役会の決議により、相談役および顧問を置くことができる。

第28条（取締役会の決議の省略）

当会社は、会社法第370条の要件を充たしているときは、取締役会の決議があったものとみなす。

第29条（議事録）

取締役会の議事は、その経過の要領およびその結果ならびに法令に定める事項を議事録に記載または記録して、出席した取締役および監査役がこれに記名押印または電子署名して備え置くものとする。

第30条（取締役の損害賠償責任免除）

当会社は、会社法第426条第1項の定めにより、同法第423条第1項の行為に関する取締役（取締役であった者を含む。）の責任につき、その取締役が職務を行うにつき善意にしてかつ重大なる過失がない場合には、取締役会の決議により、同法第425条第1項に定める限度額の範囲内で、賠償の責めに任ずるべき額を免除することができる。

2 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等である者を除く）との間に、同法第423条第1項の行為による賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額とする。

第 5 章 監査役および監査役会

第31条（監査役および監査役会）

当会社は監査役および監査役会を置く。

第32条（監査役の員数）

当会社の監査役は、7名以内とする。

第33条（監査役の選任）

監査役は、株主総会の決議によって選任する。

2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

第34条（監査役の任期）

監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結した時に満了する。

2 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

第35条（監査役の報酬等）

監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

第36条（常勤監査役）

監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

第37条（監査役会の招集および監査役会規則）

監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に発するものとする。

ただし、緊急の場合には、この日数を短縮することができる。

2 前項のほか、監査役会の運営については、監査役会で定める監査役会規則による。

第38条（議事録）

監査役会の議事は、その経過の要領およびその結果ならびに法令に定める事項を議事録に記載または記録して、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名して備え置くものとする。

第39条（監査役の損害賠償責任免除）

当会社は、会社法第426条第1項の定めにより、同法第423条第1項の行為に関する監査役（監査役であった者を含む。）の責任につき、その監査役が職務を行うにつき善意にしてかつ重大なる過失がない場合には、取締役会の決議により、同法第425条第1項に定める限度額の範囲内で、賠償の責めに任ずるべき額を免除することができる。

2 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、同法第423条第1項の行為による賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額とする。

第 6 章 会計監査人

第40条（会計監査人の設置）

当会社は会計監査人を置く。

第 7 章 計 算

第41条（事業年度）

当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

第42条（剰余金の配当等）

当会社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に剰余金の配当をする。

2 当会社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当をすることができる。

3 当会社は、前二項のほか、取締役会の決議によって、会社法第459条第1項各号に掲げる事項を定めることができる。

4 剰余金の配当には、利息をつけない。

第43条（期末配当金等の支払免除）

期末配当金および中間配当金は、支払開始の日から3年を経過したとき、当会社は支払義務を免れるものとする。